関税法施行令等の一部を改正する政令(案)新旧対照条文目次

\circ	\circ
関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)(第二条関係)	関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)(第一条関係)
1 1 1 1	
4	
) 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)(第二条関係)

_
·
KPT,
傍
√∽
線
ハバ
_
α
0
部
#1
HIA
分
7.1
14
は
改
L'\
ᅜ
_
ı⊢
正
部
TI)
分
71
ノリ
$\overline{}$

内容を当該各 一 同 上 一 回 上 一 一 回 上 一 一 回 上 一 一 回 上 一 一 回 上 一 一 回 上 一 一 回 上 一 一 回 上 一 一 回 上 一 一 回 上 一 一 回 上 一 一 回 上 一 一 回 上 一 一 回 上 一 一 回 上 一 一 回 上 一 一 回	自な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連携に関するの間の協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国との間の協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国との間の協定、経済上の連携に関する日本がポール共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国との間の協定、経済上の連携に関する日本国との間の協定、経済上の連携に関する日本国との間の協定、経済上の連携に関する日本国との間の協定、経済上の連携に関する日本国との間の協定、経済上の連携に関する日本国との間の協定、経済上の連携に関する日本国との間の協定、経済上の連携に関する日本国との間の協定、経済上の連携に関する日本国との間の協定、経済上の連携に関する日本国との間の協定、経済上の連携に関する日本国との間の協定、経済上の連携に関する日本国との間の協定、経済上の連携に関する日本国との間の協定、経済上の連携に関する日本国との間の協定、経済上の連携に関する日本国との間の協定、経済上の連携に関する日本国との間の協定、経済上の連携に関する日本国との間の協定、日本国とブルネインドネースを対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を
取引	書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の係る貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装類)に規定する政令で定める書類は、輸出申告若しくは輸入申第六十一条 法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提
(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等) 現 行	(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等) 改 正 案

国とモンゴ る日 玉 における関税につい はする日本国とペルー [とインド 次に掲げる書類 ストラリ 本国とオーストラリアとの 関する日 ル 共和国との 国との ア協定」 本国とべ 間 とい 間の トナム社会主義共和国との ての特別の規定による便益を適用する場合 共和国との間 の協定をいう。 、 う。 包括 間 的 の協定 又は経済上の 経済連携協定、 の協定、 以 下この号において同じ。 (以下この号において 経済上の連携に関 連 選携に関 経 間 済上 の協 定、 する日本 0) 連 日 携に 本 す

イ (省 略

までの 証明 が るものを除く。 適当と認める書類 他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他 に する原産地証明書を発給した国 」という。 け 七 ている当該締約国以外の国を含む。 ことを証する書類として、 て直 一若しくは 〔連合協定附属書四第三規則4㎞の規定により連続する原産 項において □ という。 国以外の締約国 あつては、 ?書の発給を受けた締約国原産品であつて、 「該貨物が締約国原産品であつて、 で本邦へ向けて直接に運送されたものである場合を除 通し船荷証券の写し、 接に運送されたもの 博覧会等 以外のものである場合 「非原産国」 第七項 当該貨物が次のいずれかに該当するものである から当該締約国以外の地域 (課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係 (当該締約国の関税に関する法令が施行さ へ の 及び第八項において 出品がされた当該非原産国 当該締約国 という。 (以下この号において 当 該貨物に から当該国以外の 以下この号において (当該貨物が東南アジア諸 を経由しないで本邦 かつ、 から本邦の輸入港に至る ついて積替え、 (以下この号及び 運送要件証 経済連携協定 かつ、 地域を経 直 \mathcal{O} 税関その 当 接運 税関長が 明書 該 締 時蔵 送品 由 連 0 向 続 第 我 地 n

> 国とイ する日 同 携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との 「オ じ。 する日本国とペ ーストラリア協定」という。 本国とオース ンド共和国との における関税に 次に掲げる書類 ル トラリアとの 共 間 つ 和 0 ١, 包 玉 لح 括 ての特別の規定による便益を適用 の間 的 間 経 の協定 をいう。 の協定又は経 済連携協 (以下この号に 以 定、 下この号におい 済 経 間 の協 Ě 済 0 上 連 定、 \mathcal{O} 携に お 連 日 関 て 本 す て

イ

る場合

口

同

上

同 上

(2)(1)る貨 出された貨物で、 原 非 原 1 産 原 当該締約国から非原産国における博覧会等 がされなかつたもの 産国の税関の監督下で行われるものに限る。 原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非 国 産 物 該 で、 の税関の監督下で行われるものに限る。 締 約国から非原産国を経由して本邦へ向けて運送され 当該非原産国において積替え及び 一時) 以外の取 \mathcal{O} 蔵置 出 品 (当該

扱

(2)

限る。 又は①に該当する貨物に係る運送に準ずるものである場合に (当該貨物の当該非原産国 国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非 当該非原産国から本邦に送り出されるも から本邦までの運送が直接運送品)のため送り 当:

 \mathcal{O}

2 8 同 同 上 上

2 { 8

略

省 省

略

(1)る貨物 限 及び一時蔵置 派にお る。 当該締約国から非原産国を経 以 いて当該 外の 当 T該非原 (当該非原 取 扱い 非 原 産 がさ 産国 国に 産 れなかつたもの 玉 お の税関の監督下で行われるもの の保税地域その他これに準ずる いて運送上の 由して本邦へ向けて運送され 理 由 による積替え に

り当該非原産国から 該 おいて当該非原産 0 る 出品 のため送り 貨物に係る運送に準ずるものである場合に限る。 非原産国から本邦までの運送が直接運送品又は(1)に該当す 当該締約国から (当該非原産 出され 国 非 た貨物 本邦に送り出されるもの 0 玉 原 産 税関の監督下で行われるものに限る。 の保税地域その他これに準ずる場所に 国における一 で、 当該貨物を送り 時 蔵 置又は博覧会等 (当該貨物の当 出 した者によ

_
$\overline{}$
15
傍
1/7
44
線
小灯
_
0
V)
部
TI)
/\
分
は
は
は
は改
は改
は改
は改
は改正
は改正
は改正
は改正部
は改正部
は改正部
は改正

	3 (省略) // (省略)
î]	ものを除
条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。)	に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超える
地とするもの(当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八	三三号に掲げる国を原産地とするもの(当該物品の当該国際約束
〇一号、第一〇七号、第一二号又は第一一二号に掲げる国を原産	三号、第一〇一号、第一〇七号、第一二号、第一一二号又は第一
第一二六号、第一二二号、第七六号、第六九号、第一三号、第一	別表第一の第一二六号、第一二二号、第七六号、第六九号、第一
関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の	束において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ
号、第十一号、第十二号又は第十三号に掲げる国際約束において	号、第十一号、第十二号、第十三号又は第十五号に掲げる国際約
七 第十九条の二第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第九	七 第十九条の二第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第九
一~六 同 上	一~六 (省 略)
	いての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。
2 同 上	2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税につ
第二十五条 同 上	第二十五条 (省 略)
い物品等の指定)	い物品等の指定)
(特恵受益国等及び特別特恵受益国並びに特恵関税の便益を与えな	(特恵受益国等及び特別特恵受益国並びに特恵関税の便益を与えな
	十五 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定
	十四 (省 略)
-]]	する。
第十九条の二 同 上	第十九条の二 法第七条の七第一項の政令で定める国際約束は、次の
(経済連携協定)	(経済連携協定)
現	改正案

(傍線
\mathcal{D}
部分、
は改
正部
分)

+1	一~九	項名	別表第三	
定 国 国 区 経 と B と ま す こ 間 ン る 日 の ず 本 協 ル 本 携	(省略)	経済連携協定	(第一条関係)	改
(二) 関税率表第〇四〇四・一の一及び口に掲げる物一の一及び口に掲げる物・一の号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇一・五〇号、第一八〇六・九〇号、第一八〇六・九〇号、第一八〇六・九〇号、第二一〇六・九〇号、第二一〇六・九〇号、第二一〇六・九〇号、第二十〇六・九〇号、第二十〇六・九〇号、第二十〇六・九〇号、第二十〇六・九〇号の項で定める方・九〇号の項で定める方・九〇号の項で定める方・九〇号の項で定める方・九〇号の項で定める方・九〇号の項で定める方・九〇号の項で定める方・九〇号の項で定める方・九〇号の項で定める方・九〇号の項で定める方・九〇号の項で定める方・九〇号の項で定める方・九〇号の項で定める方・第二十〇六・カードをもととしたもの方・第二十〇号の項で定める方・第二十〇号の項で定める方・第二十〇号の項で定める方・第二十〇号、第二十〇号の項でにより、第二十〇号、第二十〇四〇号、第二十〇号,第二十一〇号,第二十一十〇号,第二十一十一号,第二十一号,第二十一十一号,第二十一十一号,第二十一十一号,第二十一十一号,第二十一十十十一十十一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	(省略)	品		正
関税率表第〇四〇四・九〇号の 一の一及び口に掲げる物品のうち、砂糖を加えたもので、関税割当 第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・二〇号、第一九〇号、第一四〇一・二〇号、第一四〇一・二〇号、十二〇号、第一九〇一・十八〇六・九〇号、第一九〇一・十八〇六・九〇号、第一八〇六・九〇号、第一八〇六・九〇号、第一八〇六・九〇号、第二一〇一号、第二一〇一・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のものであり、かつ、かつ、方・九〇号の項で定める数量以内のものであり、かつ、方・九〇号の項で定める数量以内のものであり、かつ、方・九〇号の項で定める数量以内のものであり、かつ、方・九〇号の項で定める数量以内のものであり、かつ、方・九〇号の項で定める数量以内のものがあり、かつ、方・九〇号の項で定める数量以内のものが表第〇四〇六・九〇号に		目		案
	一~九	項 名	別表第三	
	同上	経済連携協定	(第一条関係)	現
	同上	묘		
				行
		目		

のものに限る。)	の一個の重量が三と	売用の包装をしたも	り、かつ、米を含まな	及びスパゲッティ以外	二に掲げる物品のうち、	(五) 関税率表第一九〇二・	ものに限る。)	げる物品にあっては単に水煮	、同号の二の口の口の口の口の口の口の口の口の口の口の口の口の口の口の口の口の口の口の	むもの以外のものに	Aに掲げる物品にあっては米を含	二に掲げる物品(日	関税率表第一六〇	掲げる物品	関税率表第〇四(以内のもの以外のもの	四〇六・九〇号の項で定める数量	号、第〇四〇六・四〇号及び第〇	関する政令別表第〇四〇六・
	の重量が三キログラム以下	もの(容器とも	まないもので小	以外のものであ	りち、マカロニ	〇二・一九号の		は単に水煮した	Bの(d)のロに掲	に限るものとし	めっては米を含	(同号の二の二の	一六〇二・五〇号の		○九・○○号に	の の	頃で定める数量	□○号及び第○	